

マレーシアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	輸入税免税の判断基準の不透明、手続の煩雑・遅延	<p>・2006年12月、現地ミルが生産を開始して以降、電気亜鉛めっき(EG)鋼板の輸入免税枠取得に長期間を要する。</p> <p>2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しにおいて、輸入品割合制度、セクター用途免税制度が撤廃された。国内で製造できないものに限り免税を認める。</p> <p>(問題点)</p> <p>政府(MIDA)の免税条件の「国内製造の可否」の判断基準が不透明のため、安定供給の障壁、障害となっている。具体的には申請量を減じて認めるケース、免税許可まで期間をかけるケース、輸入者毎に採否が分かれるケース等がある。また、判定に供給能力、ユーザーの評価・意見が考慮されていない。</p> <p>2013年2月1日から熱延鋼板に関する18の工業規格に該当する品種について免税制度の適用を廃止することを公表。</p> <p>また、19の工業規格については、同年3月に発足したMIDA・免税委員会にて許可が下りれば免税措置を適用。</p> <p>2016年4月、従前認められていた、再輸出向け製品の原材料に対する免税制度が廃止され、関税還付制度(duty drawback)に変更。</p> <p>・担当職員によって免税必要条件等の意見が分かれ計画通りに進まない事がある。1回目の輸入時と2回目の輸入時で関税判断が変わる事がある。</p>	<p>・手続きの円滑化。</p> <p>・免税制度の基準の透明化。</p>	
	日機輸			<p>(対応)</p> <p>・マレーシアの通関に要する時間は通関港によって異なる。2004年時点で、一般に通関に1~3日間を要している場合が大半であった。但し、クアラルンプール国際空港(KLIA)及びジョホールコーズウェイ&セカンド・リンク(シンガポールから陸送される貨物用)の通関時間は平均1~12時間と相当短くなっている。</p> <p>・2004年6月1日より指定企業に対するCustoms Golden Clients(CGC)プログラムという迅速な輸入通関手続を試験的に開始している。CGCプログラムは、税関と指定輸出者をオンラインで結び、CGC指定企業は輸入時に輸入申告書を提出することなく自社の施設に輸入品を搬入・保管することができ、通関手続は2週間以内に完了すればよい。</p> <p>・2007年10月25日に開催された日馬EPAの第2回ビジネス環境小委員会において、日本側より、地場のEGミル新設と生産開始に伴い日本製EG鋼板の輸入手続きで免税枠がとり難くなっている問題の改善を求めた。馬側から免税枠について継続的な議論の場を設けるとの回答があった。</p> <p>・マレーシア国際貿易産業省(MITI)は、電子特惠原産地証明書(EPCO)の申請を2009年1月1日に実施することを公表した。EPCOの実施は、コスト分析(CA)及び特惠原産地証明書(CO)フォームのオンライン申請を対象とするものである。但し、このEPCOは、まずはMITIクアラルンプールに提出されたCA及びCOのフォームに適用されるものとし、その他のMITIの州事務所におけるEPCOの実施については、後日公表される。</p> <p>・2014年5月、「2013年関税(免除)令」「2013年売上税(免除)令」が実施され、機械、設備、スペアパーツ、消耗品、原動機、コンテナトレーラーに対する輸入税と売上税の免税手続きが簡素化される。</p> <p>対象となる企業は、自由地域(FZ)以外の主関税地域(PCA)に拠点を設ける製造業者に加えて、ホテル事業者、運送事業者。</p>	<p>・透明性の確保及び明確な判断基準の提示。</p>	
	JEITA 日機輸	(2)	FTA オンライン申請時の部品登録数の制限	<p>・FTAのオンライン申請において、各製品毎に250の部品までしか登録できないが、ほとんど全ての家電製品は250以上の部品で構成されるため、250品目を超えた部品に関しては全て一点毎マニュアル登録を余儀なくされている。</p>	<p>・ユーザーズを踏まえたシステム改善をお願いしたい。例えば、オンラインで登録可能な部品を1,000品目まで増やして欲しい。</p>	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日鉄連	(3)	輸入許可(I/L)制度	<p>・1982年11月25日、現地ミルの稼働に伴い、線材(普通鋼)、棒鋼・線材(合金鋼)のI/L制度を制定。</p> <p>・1985年8月15日、ピレット、再圧延用コイルのI/L制度を制定。</p> <p>・1999年4月2日、熱延・冷延鋼板のI/L制度を制定。</p> <p>熱延は現地ミル稼働のため、冷延は市場動向把握のため、現地ミルによるApproval Permissionが必要となる。</p> <p>・2013年3月1日、Customs Order 2012により上記合金鋼が対象外となる。</p> <p>・2014年1月1日、7227類が追加。</p> <p>・2015年10月、膨大な申請書類の準備、登録システムの不具合等、申請者に大きな作業不可が継続。</p> <p>・2017年8月、熱延鋼板、冷延鋼板、表面処理鋼板、鋼管類の一部HSコードに対する輸入ライセンスの取得が廃止。</p> <p>(対応)</p> <p>・2005年7月5日、マハティール前首相は、自動車輸入許可証の発行に関し、APの発行数と輸入価格の不正申告の問題があると発言し、AP制度の厳格な運用を求めた。2005年10月発表されたNAPにおいて新規ブランドへのAP発給の停止が盛り込まれた。</p> <p>・2002年3月、マレーシア政府は、米国の鉄鋼産業保護政策に対抗して、鉄鋼輸入関税増加など自国内の鉄鋼産業の保護策を打ち出した。但し、自動車、電機・電子産業、FZ:LMW、CEPTレートなどを対象から除外した。また、鉄鋼製品に対するAD提訴の動き、セーフガード規則の導入の動きがある。</p> <p>・2008年11月、政府は、鉄鋼54品目のI/L(AP)を廃止し、57品目の輸入関税を撤廃した。</p> <p>・2008年11月、政府は輸入する鉄鋼57品目に対して国内企業と同様に強制規格であるMS規格への適合検査を義務付け、通関時に検査済み証明書(COA: Certificate of Approval)の提出を求めた。</p> <p>・2012年6月13日、国際貿易産業省は、輸入された合金鋼製品の品質安全を確保し増大する規格外製品の輸入を抑制することが目的として合金鋼製品(HS7225)8品目の輸入に関して、ライセンスの取得を義務化することを発表した。6月15日に施行された。(根拠法:関税(輸入禁止)(改正)(No.2)令2012)</p> <p>・2013年1月22日、国際貿易産業省は、国内調達が可能となった熱延鋼板18品目の輸入免税措置を国内販売向け輸入品に限定して撤廃すると発表した。</p> <p>・2014年6月25日、マレーシア財務省、輸入制限対象品目リストを拡大;鉄鋼・鉄鋼製品(HS72及び73)に3品目を追加(形鋼(7222.40)、構造物及びその部分品(7308)、屋根瓦(7326.90.500))(7月1日より実施)。</p> <p>(改善)</p> <p>・2001年5月、輸入許可証が必要な産品リストを修正し、HSコード85類の一部品目について電力供給局の輸入許可証を不要とした。</p> <p>・2008年1月、国際貿易産業省は、建設機械26品目の輸入許可証(AP)を廃止した。</p> <p>・2008年5月、国際貿易産業省は、棒鋼(HS7214.10.110、HS7214.20.910)、ピレット(HS7207.11.900、HS7207.12.900、HS7207.19.900、HS7207.20.900、HS7207.20.990)の輸入許可証(AP)を廃止し、輸入税を撤廃した。また、鉄鋼について上限価格を完全撤廃した。</p> <p>・2008年6月、国際貿易産業省は、録音・再生機、ディスク・テープ等録音・記録メディア13品目について輸入許可証(AP)を廃止した。</p> <p>・2009年8月1日から、国際貿易産業省は、鋼板の輸入ライセンス(CAP)は、モニタリングとデータ収集を目的として継続するが、鋼板の輸入ライセンスは不要。熱延、冷延、電気亜鉛めっき鋼板(EG)の輸入に関する現地材と輸入材の調達割合に基づく輸入管理を廃止した。</p> <p>・2013年3月1日、Customs Order 2012により上記合金鋼(広幅鋼板類(HS7225))が対象外となる。</p>	制度の撤廃。	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日鉄連 日鉄連	(4)	セーフガード措置の濫用	<p>・2016年5月28日、MITIがMalaysia Steel Associationの要請により、鉄筋用棒鋼に対するセーフガード調査を開始。 2016年9月23日、仮決定の官報公示。暫定SG税13.42%(40カ国を対象に2016.9/26～2017.4/13の間賦課)。 2017年4月13日、最終決定の官報公示。40カ国を対象に13.42%(17/4.14～18/4/13)、12.27%(18/4/14～19/4/13)、11.10%(19/4/14～20/4/13)。</p> <p>・2016年5月29日、MITIがMalaysia Steel Associationの要請により、線材・バーインコイル(鉄筋用)に対するセーフガード調査を開始。 2016年9月23日、仮決定の官報公示。暫定SG税13.90%(42カ国を対象に2016.9/27～2017.4/14の間賦課)。 2017年4月23日、最終決定の官報公示。42カ国を対象に13.90%(17.4/15～18.4/14)、12.90%(18/4/15～19/4/14)、11.90%(19/4/15～20/4/14)。但し、直径16.0mm超、炭素含有率0.60%以上のものは除く。また、自動車、電機・電子、オイル・ガス、耐震建築用は除外。 2017年8月4日、高等裁判所がSteel Wire Association of Malaysia(輸入者団体)の不服申立を受け、judicial reviewを実施する旨決定。</p> <p>(対応) ・2012年8月16日、the Malaysian Safeguards (Amendment) Act 2012が発効した。改正法40A条を新設して、マレーシアが実施する貿易協定において合意された条件に従って、マレーシアが特定国にセーフガード調査を行い、政府ガード措置を課すことを許容している。また、同法28条を改定して、セーフガード調査に従って全ての輸入製品にセーフガード税と数量割り当てを適用する確定措置を適用できるようにした。 ・2014年8月、国際通商産業省(MITI)は、国内鉄鋼メーカー、ジー・カン・ディメンシーから請願書を受け、鉄鋼・厚板類に関するセーフガード調査を開始した。 ・2016年5月27日、国際通産省は、鉄筋コンクリート用棒鋼及び鋼線材に対するセーフガード調査を開始。</p> <p>(改善) ・2011年8月22日、調査の打ち切り。シロ決定(2010年1～9月の間に輸入量は35%増加したものの、国内産業を脅かすものではないとの判断)。 ・2016年1月8日、マレーシア国際通産省、熱延コイルに対するセーフガード調査でシロの仮決定(同調査終了)。</p>	<p>・調査中止。</p> <p>・調査中止、もしくは再輸出向けの除外。</p>	
	建産協	(5)	中国製低価格品の流入	<p>・中国からの安い原材料の流入による市場価格下落と現地法人の製造コストのアンマッチ。</p>	<p>・適正な関税による市場価格の維持。</p>	
	日機輸	(6)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	<p>・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause: 投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</p> <p>(対応) ・2016年2月に12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPP早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定: CPTPP)を大筋合意した。 2018年3月8日には、我が国を含めて11か国の閣僚がチリのサンティアゴで開催されたTPP11署名式において署名を行った。新協定では、凍結項目にISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)が含まれた。 [TPP 11] 第二条特定の規定の適用の停止(凍結)締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。</p>	<p>・ISDS条項に対する再検討。</p>	<p>・TPP協定の暫定案文</p>

經由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>・2018年7月20日現在、我が国を含む3カ国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報済み。</p> <p>日本政府は、2018年7月6日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の国内手続の完了について、本6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。</p> <p>・2018年12月30日、TPP11協定発効。</p>			
	日機輸	(7)	液晶モニター(IDP/IWB)の関税分類	<p>・液晶モニター(IDP/IWB)の輸入通関において、従来より、分類「その他カラーモニター(8528.59.10.00 / 関税 25%)」で輸入通関。WCOのHSコード改定(HS2017)後、新設された分類「PCに直接接続でき、それと共に使用するよう設計されたモニター(8528.52.00.00 / 関税 0%)」での輸入通関に取組み中。</p>	<p>・関税分類のルールに則った適正な関税分類になるように働きかけて頂きたい。</p>	<p>・CO(世界税関機構)のHSEN(関税分類解説)の通則(1、6)</p>	
12	為替管理	建産協	(1)	急激な為替変動	<p>・インドネシアからのドル建て仕入の実質的なコストアップが販売価格に転嫁できないので大幅な収支悪化につながっている。</p>	<p>・為替先物予約規制などの外貨規制を緩和してもらいたい。</p>	
	自動部品	(2)	新為替両替規制の導入	<p>・2016年12月2日にマレーシア中銀が発表した新為替管理制度により、輸出代金75%のリンギットへの両替義務付け、ネットिंग(相殺取引)の禁止等が定められ、12月5日より即時適用開始となった。当社はマレーシア現法との間で円建・ドル建ての輸出入取引を行っており、新規制適用により両替コスト増が見込まれる。</p> <p>・マレーシア中央銀行は2016年12月2日(金)に新たな外貨規制を発表し、翌営業日の5日(月)から施行した。準備期間を設定しない急な変更により市中銀行含めて混乱している最中、直後の7日(水)には一部緩和策、猶予期間を設けるとの発表があり、当局の場当たり的な政策への対応に追われている。</p> <p>・2016年12月に、中央銀行(Bank Negara)が新たな外貨規制を発表したが、発表後、実働翌日に施行となり、対応が難しかった。</p> <p>輸出代金外貨の75%以上はマレーシアリンギット(MYR)への両替が必要 マレーシア国内企業同士の取引について外貨決済の禁止</p> <p>・マレーシア中央銀行からリンギット安を緩和するための措置として、(輸出企業への輸出代金75%は代金受取当日にリンギットへの両替を義務付けが導入された。25%は外貨での保有ができるが、専用口座への入金が必要で、輸入代金の決済、外貨借り入れの決済に用途が限定されている。</p> <p>・新外国為替規制のうち、特に次の内容が為替リスクを生じさせ、当社ビジネスに大きな影響を与えている。</p> <p>- 輸出代金の75%のリンギット強制 - マレーシア国内の外貨決済禁止 - ネットिंग取引の禁止</p>	<p>・規制内容が厳格なため、緩和していただきたい。</p> <p>・新外為替規制導入に際しては、企業側の工数を考慮し、発表から適用までに十分な時間を確保していただきたい。</p> <p>・新規制導入に際しては、予め通知の上で準備期間を設定するなど適切な対応を頂きたい。</p> <p>・規制等の変更は早めに告知し、企業が準備できるよう配慮をお願いしたい。</p> <p>・今回実施された外貨規制の撤廃。</p> <p>・規制の撤廃。</p>	<p>・マレーシア中央銀行 Foreign Exchange Administration Rules (2016年12月2日発表、2016年12月5日施行)</p> <p>・マレーシア中銀「Foreign Exchange Administration rules」</p> <p>・マレーシア政府による決定</p>	
	日機輸						
	日機輸						
	日機輸						
	日機輸						
14	税制	JEITA	(1)	税政適用の混乱	<p>・GST導入に伴い、LMW・FTZ客先向けVMI(Consignment stock)の運用に関し、当局担当者により異なる意見・指示が出て現場が混乱している。</p>	<p>・Consignment運営時のBill発行義務日数(21日以内)の算出基準(納入日?、取出日?)を明確にしてほしい。</p>	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日機輸 日機輸	(2)	国外提供役務に対する源泉課税による二重課税	<ul style="list-style-type: none"> ・税制改正により非居住者による専門的技術的サービスの対価支払はサービス提供地がマレーシア国内国外を問わず源泉税対象とすることとなった(従来はマレーシア国内で提供されたサービスについてのみ源泉税対象)。当該改正は国内法に優先されるはずの租税条約(日本、シンガポール等)の規定とは相違あり、対応方法が不明確となっている。 ・輸入サービス税 6%課税。 GST(間接税)未還付(約 16 億円)。 R&D 解釈基準の厳格運用(税制優遇措置の軽減)。 過大支払利子税制の社内金融機能への適用リスク(適用されると事業継続困難) ・2017年の税制改正によって、マレーシア国外で提供するエンジニアリング業務に対しても課税されることとなった(日・マレーシア租税条約と矛盾)。 今後の対応について検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内法と租税条約の関係を明確にして頂きたい(優先適用される租税条約に則った対応で問題ない旨を明確にして頂きたい)。 ・社内グループ役務への課税回避(影響大)。 ・早期還付要請(資金繰り影響有り)。 ・明確な解釈運用。 ・PFIをESRの対象外に。 ・税制の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア法人所得税他 ・マレーシア Income Tax Act Section 15
	日機輸	(3)	租税条約の不適用	<ul style="list-style-type: none"> ・日馬租税条約第4条第2項において、6ヶ月を超えない建設工事に関わる据付指導等はPEを組成しないと定義され、マレーシア国内で課税されない事となっているが、税務当局は国内法を優先し国内で発生した6ヶ月未満の指導員派遣に対し10%の源泉徴収を課している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア税務当局による租税条約の優先適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日馬租税条約第4条2項 ・マレーシア税法第21条3項
	日機輸	(4)	源泉税の頻繁かつ曖昧な税制改正	<ul style="list-style-type: none"> ・2国間租税条約と法令が混在かつ変更が頻発している。 ・日馬租税条約においては免税となるサービスであっても、「馬国外サービスに対する源泉税の免税(exemption order No.9)」にて馬国内でのサービス分については源泉要とされ日本側での税額控除申請が困難。 ・「exemption order No.9」において馬国内サービス分は源泉要、馬国外でのサービス提供分が源泉不要とされるが、サービス提供場所の判断基準も曖昧。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令及び条約の整理。 ・サービスが実際に海外で実行されたということを証明する明確な判断基準の提示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日馬及び星馬租税条約 ・「Income Tax (Exemption) (No. 9) Order 2017 馬国外サービスに対する源泉税の免税」
	日機輸	(5)	源泉徴収税の課税	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年の税制改正により、国内での技術サービスに加え、国外での技術サービス提供に対する支払いについても源泉税が課税されることになり、日系企業の負担増となっていた。しかし、2017年9月6日より、源泉徴収税の課税対象外とする省令が出された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとまずは、産業界からの働きかけが奏功した。 	
	日機輸	(6)	厳格な移転価格税制	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するようなTPの設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めるよう、法律による明確化して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格税制(法人税法)
	日機輸	(7)	OECDルール以上の移転価格税制監査	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格税制監査のOECDルール以上の運用強化(2017年9月16日以降に発生した国外役務費は源泉税の対象外に取り扱いが軽減された)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDルールに則った運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア法人所得税他
	日機輸	(8)	解釈の相違	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内事業所得に対するDTA(繰延税金資産・税効果会計に関する借方科目(Deferred tax assets))解釈の相違。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日馬専門家によるG2G協議必須。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア法人所得税他

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16雇用	JEITA	(1)	最低賃金制度の導入による大幅賃上げ	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金の改定が2016年7月に実行される予定だが、企業の生産性改善を無視した形で実行されている。これ以上の賃金上昇は民間企業の企業運営に大きな影響を及ぼし、国際競争力の低下が懸念される。(マレーシアからの撤退を検討する企業が増加すると思われる。) 最低賃金アップによる製造人件費上昇。 	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者の生活実態、民間企業の経営状態を良く把握し、生産性向上に沿った範囲内の改定に留めるよう慎重な対応を要望したい。 生産性に見合う最低賃金アップと決定基準の透明化。 	最低賃金法(National Wage Consultative Council: NWCC)(2013年1月1日発効)
	日機輸 日商	切		<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年7月6日、スプラマニウム人的資源相は、繊維、電子、ホスピタリティーサービス、警備の4分野に最低賃金の導入を検討していることを明らかにした。 2012年7月16日、「最低賃金法」が官報公示され、5人以上を雇用する事業主およびマレーシア標準職業分類に基づく専門的業務に従事する事業主については2013年1月1日から施行される。最低賃金はマレー半島部で月額900リンギ(1時間当たり4.33リンギ)、サバ州、サラワク州、連邦直轄ドラバンで800リンギ(1時間当たり3.85リンギ)となっている。(準拠法:国家賃金諮問評議会法) 2014年1月1日より最低賃金法を完全施行。 2015年10月23日、マレーシアの法定最低賃金の初めての改定が発表された。マレー半島で現在の月額900リンギから1,000リンギ(約235米ドル)へ、東マレーシアで800リンギから920リンギ(約216米ドル)へ引き上げられる。 2016年5月2日、人的資源省は7月1日から最低賃金を現行の900リンギから1,000リンギへの引き上げを正式に実施すると発表した。マレー半島部の最低賃金の引き上げ率は11.1%となる。 2016年7月1日、最低賃金の改定が行われ、マレー半島部が900リンギから1,000リンギに、東マレーシアが800リンギから920リンギにそれぞれ引き上げられた。 		
	日機輸	(2)	労働ビザの取得申請制度の変更	<ul style="list-style-type: none"> 雇用パス、プロフェッショナル・ビジット・パス(短期就労パス)の申請は、以前は入国後の申請でも問題なく取得できたが、変更により申請者がマレーシア国外にいる間にまず各国のマレーシア大使館にて許可書を申請・取得し、許可証コピーを持ちマレーシアに入国する必要あり。 		
	JEITA	(3)	外国人労働者雇用規制の強化・許可手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者雇用規制が強化されており、外国人労働者の雇用がより厳しくなっている。一方、マレーシア人労働者の絶対数が少なく、更に定着率、出勤率も低いため、企業の安定操業のためには、外国人労働者に頼らざるを得ない状況が継続している。 規制強化によって不法労働者が増えており、逆効果となっている。外国人労働者雇用規制の緩和が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者雇用規制の緩和が必要。同時に、不法就業の外国人を雇用している企業への罰則の強化が必要。 	
	日機輸	(4)	外国人労働者の新規雇用の凍結	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の凍結措置により工場、農場などで外国人労働者が不足し、深刻な打撃を受けている。一部の農業分野で凍結措置の解除、新規受け入れを開始、また製造業については、個別の受付が開始されているが、依然として外国人労働者が不足し、各産業界にて深刻な状態が続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者凍結措置の解除また、新規受け入れの再開にむけて政府に働きかけたい。 	
日機輸	(5)	外国人労働者に対する雇用課徴金倍増	<ul style="list-style-type: none"> 2016年1月末に政府が急遽、マレーシアで働く外国人労働者に課す税金を2016年2月から倍に増額すると発表した。当社では外国人労働者を多数雇用しており、急なタイミングかつ、急激な増額により、社内でも混乱が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用政策等の重要な決定については計画的な検討・実施をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> マレーシア政府による決定 マレーシア第11次計画(国家経済計画) 	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日機輸 フル工 自動部品 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者新規雇用凍結による労働力不足。 ローカル社員の製造離れが本質課題、一定程度の外国人労働者を維持しないとオペレーションが崩壊。 外国人労働者の雇用にかかる課徴金(レビー)を雇用者負担とする件は、産業界からの反発を受けて当初予定の2017年1月から2018年1月に延期となったものの、実施されている。 2018年1月1日から新規雇用者に対する人頭税(Levy)が、雇用主負担となった。 政府は1月1日より外国人労働者の人頭税の支払い責任を雇用主が負うことを義務化すると発表した。 その後政府は、マレーシア経営協会(Malaysian Employers Federation)を含む雇用者側からの強い反発で決定を取り消し、2018年までに諸制度構築を図ることとした。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人雇用課徴金、20日までに産業界と協議へ＝値上げ保留を正式表明 - 副首相・マレーシアマレーシア紙ニュー・ストレーツ・タイムズ(電子版)によると、ザヒド副首相兼内相は2月11日、産業界から反発が出ている外国人労働者の雇用に掛かる課徴金(レビー)の値上げについて、この問題を経済界と協議するまで値上げを保留すると正式に表明した。協議は20日までに行われるとの見通しを示した。内務省の事務次官と産業界関係者が話し合うという。(参考記事:2/11時事通信社) 2017年1月1日付で実施することになっていた外国人雇用課徴金は、各種産業界からの猛反発を受け、2018年に延期となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者新規雇用凍結の完全解除。 雇用枠(Quata)の完全撤廃。 ローカル社員の製造回帰政策の明確化。 引き続き雇用者負担の軽減を訴え続ける。 人頭税(Levy)の雇用者負担方針の見直しや、透明性のある外国人労働者雇用に関するシステムの実現。 マレーシアの建設業に欠かせない外国人労働者の雇用については、安定的な制度運用を求めたい。(2016年集計の項目16への追加) 	https://www.nst.com.my/news/2017/01/200923/foreign-worker-levy-employment-cry-foul-over-ruling
	自動部品	(6)	社会保障協定の未締結	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障協定の協定未締結国においては、海外駐在員は現地の社会保険に加入をしており、二重負担となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結の交渉を進め頂きたい。 	
17	知的財産制度運用					
	日機輸	(1)	審査官の裁量による実体審査の延長期間	<ul style="list-style-type: none"> 通常実体審査の庁通知に対する応答期間は、2ヶ月という短い期間。期間延長は1回のみ可能で、延長期間は出願人が希望する月数を申請する。ただし、期間延長は登録官の裁量事項であり、延長が認められるのが厳しい場合もある。出願人が延長を希望しても審査官の裁量で延長できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常実体審査における延長を審査官の裁量ではなく出願人によって決めさせて欲しい。 	マレーシア特許規則 27(1)、27A(1)27B(2)
	日機輸	(2)	通常実体審査請求後の修正実体審査への移行不可	<ul style="list-style-type: none"> 通常実体審査を一旦請求すると、修正実体審査に移行することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常実体審査といっても、他国特許クレームに一致させる補正を要求されることが多い。よって、通常実体審査を請求した場合でも、修正実体審査に移行することを認めて欲しい。 	
	日機輸	(3)	特許庁の審判部不在、無効審判制度不備	<ul style="list-style-type: none"> マレーシア特許庁では、審判部が存在せず異議申し立て制度、無効審判制度がない。特許の無効を求める場合は、特許所有者を相手として訴訟を提起する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 無効審判制度の確立をしてほしい。 	マレーシア特許法 56条
	日機輸	(4)	拒絶査定、特許査定時の分割出願不可	<ul style="list-style-type: none"> 特許法第26B条(1)の適用上、(a)ある出願が、特許法第26条の違反を理由に同法第30条(1)又は第30条(2)の下になされた審査に関する審査官の報告書中の異論に従い分割される場合、かかる分割の申立は、当該報告書が郵送された日から3ヵ月以内になされなければならない、また (b)その他の場合は、出願は、出願人自身の自発的意志により、特許法第30 	<ul style="list-style-type: none"> 出願人が自発的に分割出願することができるタイミングを増やして欲しい。 	マレーシア特許規則 19A 出願の分割

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				条(1)又は第30条(2)に基づき作成された審査官の最初の報告書の郵送後3ヵ月以内に分割を申し立てることができる。(規則19A) 上記規制により、(a)拒絶査定、特許査定時に分割することができない。また、(b)最初の報告書の郵送後3ヶ月を経過した場合に分割することができない。			
	JEITA 日機輸	(5)	不明確な第一国出願義務の法令規定	現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。	第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。		
	製薬協	(6)	強制実施権の発動	医薬品の価格低下/保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。コロンビアは、2016年に特許を侵害しないジェネリック薬が販売されているにもかかわらず、強制実施権の発動を新薬の価格低下のための圧力として用いた。 マレーシアは、2017年9月に慢性C型肝炎治療薬について特許権者が自発的ライセンスの用意があることを公表したにもかかわらず強制実施権を発動した。	TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 強制実施権発動の基準や手順を明確化していただきたい。	TRIPS協定31条	
19	工業規格、基準 安全認証	日鉄連	(1)	適合性評価手続の厳格化、煩雑	2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しによって適合性評価証明書(COA: Certificate of Approval)が必要となる鉄鋼製品の対象品目が鋼板類などに拡大され、627品目が対象となる。輸入手続の煩雑化・追加費用の発生・流通阻害要因となる。 2009年8月13日、輸入混乱でCOA実施を一時見合わせ(~09.10.12)。 2009年10月13日、品目数が627品目から187品目に削減し再開。LMWとFIZ、500KG以下の鋼材輸入におけるCOA取得義務を免除。 同時点のCOA検査は、除外品を除き、同一の製造工場、鋼種、スペックでも船積毎、サイズ毎にサンプル抽出、検査を受けなければならない。このため、過大な検査費用と事務手続きを負っている。また、SRIM適合性認定検査はミルの検査項目と多くが重複、不良材防止よりは輸入遅延、手続き煩雑化を招いており早期に廃止、簡素化が望まれる。 2012年12月31日、2013年3月1日から、適合性評価手続きの対象品目を141とすることを公表。 2013年2月21日、COA制度手続厳格化(HS144品目に対し輸入時COA取得義務付け、TCOA廃止(但し、6ヵ月は移行期間)。特定5用途向け特定品については、従来どおり年に一度の包括申請が可能。COA申請プロセス変更=1.長期(海外認証機関、SIRIMによる製品認証検査、1年有効)or2.短期(海外/地場の公認ラボによるフルタイプ、都度有効)。積港でのサンプル検査、SIRIMの工場訪問等、手続厳格化。短期手続(ST)には、小規模輸入者用に揚港でのサンプリングスキームも存在。 2014年8月4日、HS144品目に対するMS適合性評価手続きの対象が171品目に拡大(二次製品含む)。 2016年7月20日、SIRIMがMS規格でCOA取得が求められる14規格を公表(公表後3回修正が行われた)。	制度の撤廃。 手続き(含除外制度)の明確化・簡素化。 検査費用削減。 制度の撤廃。 手続き(含除外制度)の明確化・簡素化。 検査費用削減。	Custom Order 2012 (on Prohibition of Imports)

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>2017年4月1日、CIDBが2016年9月1日以降、オイル・ガス向け建材用鉄鋼製品に対するCOA Exemptionを廃止する旨、通達を公表。HS7227、7228が適合性評価手続きの対象に追加。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008年11月15日、出荷毎にSIRIM(マレーシア標準工業研究所)のCertificateが必要となる。検査官による検査が保税倉庫、或いは税関の倉庫で行われるため、荷物を揚げた後、横持ちする必要がある。また倉庫への出し入れに費用がかかり、3日以上掛かる場合は費用が発生する。さらに検査およびCertificate発行にも費用が発生する。 ・2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しによって対象品目が鋼板類などに拡大され、627品目が対象となる。輸入手続の煩雑化・追加費用の発生・流通阻害要因となる。 ・2009年8月13日、輸入混乱でCOA実施を一時見合わせ(～2009年10月12日)。 ・2009年10月13日、適合性評価証明書(COA:Certificate of Approval)が必要となる鉄鋼製品の品目数が627品目から187品目に削減し再開。LMWとFIZ、500KG以下の鋼材輸入におけるCOA取得義務を免除。また、製造者とスチール・サービスセンターを対象に5産業(自動車、電機・電子、航空宇宙、石油・ガス、海運・造船)向けの特定鋼材は除外が認められる。なお、個別製品は申請により、SIRIMの判断で免除される場合がある。現時点のCOA検査は、前記の除外品を除き、同一の製造工場、鋼種、スペックでも船積毎、サイズ毎にサンプル抽出、検査を受けなければならない。このため、過大な検査費用と事務手続きを負っている。また、SIRIM適合性認定検査はミルの検査項目と多くが重複、不良材防止よりは輸入遅延、手続き煩雑化を招いており早期に廃止、簡素化が望まれる。 ・2013年1月22日、国際貿易産業省は鉄鋼製品の輸入時に必要とされる適合性評価許可証(COA)の仮許可証(TCOA)制度を廃止すると発表した。TCOA廃止の理由は同制度を悪用する業者がいるとの理由であり、今後、COAの運用をより厳格化に粗悪な鉄鋼製品の国内輸入の防止が図られ、手続きの煩雑化することが懸念されている。 ・2014年8月、国際貿易産業省(MITI)は、形鋼、ワイヤグリルなど鉄鋼27品目を強制規格の対象に追加した。これら対象品目の輸入通関には適合性評価許可証(COA)を取得することが必要となる。 			
	JEITA 日機輸	(2)	ASEANにおける電気電子製品の安全規格・相互認証の不備	<p>・2015年10月よりデジタルAV機器のデジタルロゴ認証のルールが変更され、それまでマレーシア現地生産法人の自己認証で許可されていたものが、ベトナム政府が認可したテストラボのデータしか使えなくなった。</p>	<p>・ベトナムとマレーシア間で相互承認協定(MRA)を早期締結して欲しい。若しくは、ASEAN(AEC)における基準認証統一化を早期に実現して頂きたい。</p>		
22	環境問題・廃棄物処理問題	JEITA	(1)	煙害の深刻化	<p>・ヘイズと呼ばれる煙害の深刻化。昨年の夏のヘイズは非常に深刻で、社会全体に大きな影響を及ぼした。稀にマレーシア国内が原因の場合もあるが、主には、インドネシア、スマトラ島での大規模な森林の伐採、焼畑が原因となっている。</p>	<p>・インドネシア政府に抜本的な対策を取ることを要望して欲しい。何年たっても改善が見られない。 ・またマレーシア国内の規制強化も必要。</p>	
24	法制度の未整備、突然の変更	JEITA	(1)	規制の突然の変更・実施	<p>・政府が各種の規制内容を変更する場合、民間企業への説明が不十分のまま、突然に規制内容を変更することが多い。事例として2月1日より突然外国人労働者の人頭税が2倍に引き上げられた。近い将来アップするかもしれないとの情報はあったが、変更の仕方が余りにも独断的で一方的。</p>	<p>・各種の規制内容を変更する場合は、内容を良く説明し、十分な準備期間を設けて実施することが必要。</p>	
26	その他	JEITA JEITA	(1)	交通インフラの未整備	<p>・2015年9月、11月の豪雨による洪水で交通大混乱(ペナン島・BayanLepas産業地区)。 ・ペナン島第2大橋周辺のRamp工事により信号体系が乱れることが多く、渋滞による社員の遅刻・移動時間増が発生。</p>	<p>・上下水道の整備が必要。 ・整備が必要。</p>	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(2)	水供給の不足・不安定	<p>・公道の配管破損等により、水が供給されないトラブルが現在でも多発している。</p> <p>過去の断水履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2012～13年、配管破損、設備故障による水圧低下や断水:8回 - 2014年、同上トラブル:1回 <p>ダム水位低下による断水:13回(最長断水1.5日)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2015年、配管破損による断水5回 - 2016年、配管破損による断水2回 - 2017年、配管破損による断水3回 	<p>・左記のような問題が発生しないよう、インフラを整備して頂きたい。</p>	<p>・Lembaga Urus Air Selangor(水道局)</p> <p>https://www.luas.gov.my/</p>